

「今 持続可能な地域づくりにとって大事なことは…」講演会報告

今年度町民まちづくり活動応援事業補助金の採択を受けた「〇〇さんと呼ばうの会」（代表 折坂美鈴氏）より、講演会「今 持続可能なまちづくりにとって大事なことは…」の活動報告がありましたので、お知らせいたします。

7月6日あかねホールで、北海学園大学名誉教授の^{こた}小田清先生の講演会を開催しました。始めに小田先生は私達が生きている社会の現実について話されました。要約すると、

- ・過疎化は浦臼に限らずどこでも直面しており、合併を進めた函館市や石狩市なども予想を上回る勢いで人口流出が進んでいる。大きな町と統合した町からは役場も店も消え、交通も不便になり、更に人がいなくなっていく。
- ・また、この20年低賃金非正規労働者が増える一方、いわゆる「株主」の収入は6倍以上となり、貧富の差（格差）が広がるばかり。今後も防衛費倍増、物価高騰、年金実質切り下げ、医療・福祉サービスの低下など国民の負担・不安の増大が懸念される。

このような現状を踏まえ「持続可能な町づくり」のために何ができるか、小田先生から次のようなアドバイスがありました。

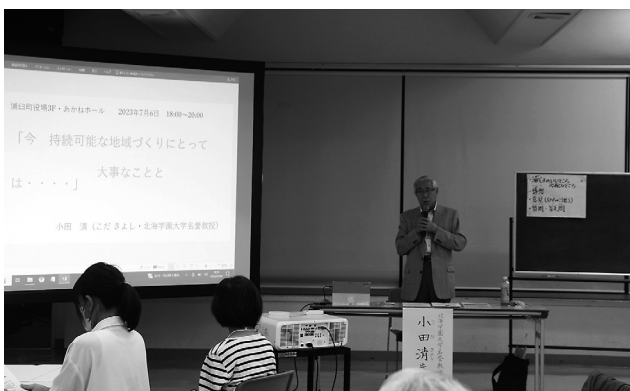
- ・外部の企業は入ってきても儲からなければやがて撤退する。また、ひとり勝ちにみえる札幌も出生率は政令都市の中で最下位、高齢化のスピードは東京を上回る。
- ・人口流出を止めるため住みよい町づくりを地域住民が考えることが大事。浦臼の良い所、不便な所をみんなで出し合い、それを活性化策につなげていく。

これに対し、参加者から「米・野菜がおいしい」「美しい景色やチャシ、坂本家の墓などの歴史的な場所や特産物がある」「子育ての環境が良い」など、浦臼町の良い点と「雪・除雪体制」「店・医療・子どもの進学先。それを支える交通機関（車がないと生活できない）」「町の問題に対する町民の危機感が共有できていないかも。」「人材不足。コンサルに頼らない独自の発想、それを大切に作る姿勢」などの不便・心配な点が出されました。

まとめとして、小田先生から人口700人の音威子府村や空知の栗山町などの地域の特色を活かした町づくりの紹介、そして「(集会の参加者の様子から)浦臼は元気な人がいっぱいこれだけでもとても貴重。町づくりは時間がかかるけれどみんなで知恵を出していけば必ず道は開ける。」との励ましの言葉をもらいました。

少子高齢化、過疎化が進む町の現実について、町民としてどう向き合っていけばいいのか考える良い機会となりました。


(報告 加藤 友子)



<浦臼町教育委員会から高校生の保護者の皆様へお知らせ>

令和5年度 高等学校通学等支援助成申請を受付けます！

経済的な負担の軽減を図るため、高等学校等へ通学や下宿等をしている生徒の保護者に対して、高等学校通学等支援助成金を交付します。

対象者	○町内に住所があり、高等学校等に通学等をしている生徒の保護者 ○生活保護の受給者ではない者 ○交付対象者と同一世帯の者が過年度分の町税を滞納していない者
助成対象・交付額	○ 交付上限額 月額10,000円/生徒一人（100円未満切り捨て） ○自転車や保護者の送迎で通学している場合も含まれます。 ○他市町や他の制度から通学等に対する補助金が交付されている場合は、その額を除いた残額を助成金の額とします。
申請方法	<p>●紙で申請する場合● 下記の書類を揃えて、教育委員会へ申請してください。</p> <p>①在学証明書（令和5年9月以降に発行したもの） ②振込先金融機関の預金通帳の写し ③下宿者は下宿代を支払った領収書等の写し 月額がわかるもの。アパート等の借家も含む。 ④他の制度から補助金等が支給されている場合は、金額がわかるもの ⑤申請書兼請求書（教育委員会で記入してください）</p> <p>●ウェブで申請する場合● ウェブで申請後、下記の書類を教育委員会へ提出してください。</p> <p>①在学証明書（令和5年9月以降に発行したもの） ②下宿者は下宿代を支払った領収書等の写し 月額がわかるもの。アパート等の借家も含む。 ③他の制度から補助金等が支給されている場合は、 金額がわかるもの 申請先URL：https://www.harp.lg.jp/3U5NfnyA 右のQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスしてください。</p> 
備考	○ 昨年度助成金を受け取った方も忘れずに申請してください！ ○通信制高校に通学している場合は、別途教育委員会までご連絡ください。 ○昨年度未申請の方は、昨年度生徒が高校に在学していたことが分かる書類も提出下さい。 ○詳細や様式はHPにも掲載しています。「浦臼町 通学助成」で検索してください。
お問い合わせ先	教育委員会学務係 電話：68-2166/FAX：68-2976

クリーンプラザくるくるからのお願い

最近、可燃ゴミの袋に生ゴミが見えないように混入された事例や、生ゴミの袋に竹串や爪楊枝、銀紙などが混入された事例があり、それらは機械が壊れる要因になっています。

当施設は2市3町の住民が生活するうえで欠かすことのできない重要なインフラ施設です。分別の状態が悪いと本来の作業に当たることができず、異物除去に時間をかけなければいけません。

改めて施設を利用する皆さまの分別へのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 住民課生活係 電話：68-2112

有料広告

あなたの悩みに
コたエを出します

面談電話 **完全無料**
相談予約ダイヤル **0125-22-8373**
平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

気軽に電話で相談 **011-281-8686** 1回15分 相談無料
ハロー弁護士相談 月~金曜日10:00~16:00(祝日・年末年始は除く)

※掲載の時間や相談方法は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター